

## 韓国におけるデザイン審査基準

崔達龍国際特許法律事務所

弁理士・崔 達龍



崔達龍国際特許法律事務所は1999年に創立された。日本企業の出願等を専門に扱っているため、ホームページ(www.choipat.com)には韓国知財関連法令の和訳を掲載している。崔達龍氏は所長弁理士であり、専門は半導体・電子・通信・機械分野である。

### ■概要

デザイン審査基準は、デザイン保護法、施行令、施行規則等の関連法令を審査に適用するための指針となる具体的かつ妥当な解釈の基準を定めたものといえる。

同審査基準は2014年6月に全面改正された後、毎年部分的に改正されてきたが、2021年10月20日付で特許庁例規第122号が公布され全面改正された。

デザイン保護法が2021年4月20日付で改正公布され、その後、同法施行規則が2021年10月21日付で改正施行されたため、同審査基準は、これらを反映するとともに、デザイン審査への活用のための形式および内容の補完、主要審査争点に関する詳細基準も整備したと解することができる。

### ■主要改正内容

#### 1. デザインの定義および成立要件（デザイン審査基準第1部第2章参照）

デザインの定義において物品に画像を含ませ、「デザインの対象は、物品、物品の部分、字体および画像である。」という定義が新設された（第2章1.デザインの定義1.2）。

また、既存の物品に表現された画像デザインは「画面デザイン」に変更され、デザイン保護法第2条第2号の2に基づいて物品に表現された形態ではない画像自体のデザインは「画像デザイン」として区分された（第2章2.5画像デザインの成立要件2.5.1）。

「画面デザイン」は、物品の液晶画面等の表示部に一時的な発光現象によって視覚を通じて認識される模様および色彩またはこれらの結合と定義し、その成立

要件としては、物品に具現されることを前提とする部分デザインの態様としてデザインの一般的成立要件が適用される（第2章2.5 画像デザインの成立要件 2.5.1、2.5.2）。

一方、デザイン保護法第2条第2号の2における「画像」に該当する「画像デザイン」は、画像の形状・模様・色彩またはこれらの結合であって視覚を通じて美感を起こさせる独立的な画像に関するデザインをいい、物品と独立的に存在するものである。この画像は機器の操作に用いられるか機能が発揮されるものに限って機能性を成立要件とし、その他の視覚性および審美性部分についてはデザインの一般的成立要件を適用する（第2章2.5 画像デザインの成立要件 2.5.3、2.5.4）。

その他、部分デザイン・字体デザイン・組物等に関する成立要件を新設し、また組物に係る部分デザイン認定の関連規定も新設された。

## 2. 創作者（権利者）について（デザイン審査基準第1部第3章参照）

創作者に関し、真の創作者であるか否かについて合理的に疑いがある場合、審査官は拒絶理由を通知することができ、証明書類等を提出するよう要求できる規定が新設された。また、デザイン登録を受けられることができる創作者・共同創作者・および承継人に関する具体的な規定等も新設されている（第3章3 無権利者のデザイン登録出願と正当な権利者の保護 3.1、3.2）。

## 3. 新規性、創作性、先願について（デザイン審査基準第2部参照）

(1) 刊行物に記載されたデザインまたは電気通信回線を介して公衆が利用可能になったデザイン、どちらもデザインの公知時期の推定は、発行年のみ記載されている場合には該当年の末日とし、発行年月のみが記載されている場合には該当年月の末日とすると規定した（第2章2 適用要件 2.1.2(1)(㊦)、2.1.2(2)(㊧)）。

(2) 「容易に創作することができるデザイン」とは、公知デザインまたはこれらの組み合わせ、周知の形状・模様等またはこれらの組み合わせを、ほぼそのまま模倣するか、加えられた変化が単純な商業的・機能的変形に過ぎないか、またはそ

のデザイン分野でよくある創作手法や表現方法によってこれを変更・組み合わせるか転用したものにすぎないデザイン等のように、創作水準が低いデザインをいうと規定した（第4章2適用要件2.1.3）。

(3)その他、創作水準の判断に関する規定の新設、周知形状等による創作非容易性の補完、拡大された先願規定を適用するための判断の基礎図面の対象の補完、先行する関連デザインと先願判断に関する規定の新設、先願適用時「協議をすることができない場合」に関する定義の規定等が新設された。

#### 4. デザインの図面について（デザイン審査基準第2部第1章参照）

デザインの図面においては、(1)厚さが薄い立体物品（包装用パウチ等）、平面的な物品（ラベル等）の場合の図面提出と「デザインの説明」欄の記載方法の新設、(2)図面の不一致部分の具体性判断に関する規定の改善、(3)展開図を図面として提出した場合に完成した状態の図面は使用状態図と判断できるよう規定し、展開図を基本図面として認定、(4)部分デザインの図面要件の緩和、(5)図面の提出形式の緩和等が新設されている（第1章2工業上で利用できるデザインの要件2.2.9、2.2.12、2.2.16、2.2.23）。

#### 5. 出願の要旨変更について（デザイン審査基準第4部第3章参照）

出願の補正においては、要旨変更の判断基準と関連して「要旨変更該当する場合」と「要旨変更該当しない場合」に分けて要旨変更に関する内容を補完した。

図面で提出したデザインを、写真または見本に補正するか、またはその逆に補正した場合、図面または写真等をそのまま実施すればそのようになると推定される範囲での補正は、要旨変更該当しないと定めた（第3章3要旨変更の判断方法3.1.2(1)）。

単純な文字配列ではない独特な書体と比率で図案化された文字、またはデザインの要素が強い文字を削除する場合は要旨変更になると定めた（第3章3要旨変更の判断方法3.1.1(8)）。

## 6. 優先権主張について（デザイン審査基準第5部第4章参照）

優先権証明書類に表現されているデザインが全体デザインに関する出願であるが、韓国に部分デザインとして出願した場合には、デザインの同一性は認められない。ただし、基礎出願国で部分デザイン出願制度が認められていない場合は、登録を受けようとする部分の実質的なデザインの同一性等を総合的に考慮して判断しなければならないと定めている（第4章4 優先権主張デザインと出願デザインの同一性判断 4.3.7）。

また、第1国出願デザインの一部図面（優先権証明書類図面）にデザインの権利範囲に影響を及ぼさない明白な図面不一致がある場合には、その不一致を修正した図面で韓国に出願する場合はデザインの同一性を認めることができると定めている（第4章4 優先権主張デザインと出願デザインの同一性判断 4.3.9）。

## 7. 一部審査登録について（デザイン審査基準第5部第9-10章参照）

デザイン一部審査登録出願することができる対象物品類は、第2類（衣類およびファッション雑貨用品）、第5類（繊維製品、人造および天然シート織物類）、第19類（文房具、事務用品）であったが、第1類（食品）、第3類（他の類に明記されない旅行用品、ケース、パラソルおよび身の回り品）、第9類（物品運送・処理用包装および容器）、第11類（宝石・装身具）の物品類を追加した（2020年12月1日より施行）。

## 8. 画像デザインについて（デザイン審査基準第6部第1章参照）

デザイン保護法改正（2021年10月21日施行）により、例えば、壁面に光を投射して時間・日付・天気・温度等の情報を表示する画像デザインや、スマートリストバンドで投映され手首に表示されたアイコンを操作するためにスマートフォンに連動して電話・天気・カメラ・電卓を実行することができる画像デザインも保護可能になった（デザイン保護法施行規則、別表2第8号例文参照）。

今回の改正審査基準でも、物品の部分に表現された画面デザインと、物品から分離された画像デザインとに分けてこれに対する審査基準が新設され、デザイン登録を受ける方法は下記の2種となった。（第1章1趣旨および概要）

(1)画像デザイン（物品に独立的な画像自体）で保護を受ける方法：画像が表示される対象は物品の存在有無と関連がないが、機器の操作または表示されている機能に使用されるものに限定する。

(2)物品の一部に表現された画面デザインで保護を受ける方法：物品と一体となった画面を保護し、機器の操作や機能の制限がなく、部分的なデザインで保護を受けることができる。

## 9. 秘密デザインについて（デザイン審査基準第5部第3章参照）

改正されたデザイン審査基準では、秘密デザインに関する審査基準項目も新設され、秘密デザインの趣旨、請求の要件、閲覧、請求の効果、秘密デザイン関連審査時の参考事項等に分けて詳細に規定されている。

これまで秘密デザインは、物品の名称や物品類が公開され新製品の開発動向等が間接的に露出するおそれがあったが、2021年4月からは、秘密デザインを申請する場合、図面、デザインの説明だけでなく物品の名称や物品類も公開しないよう変更された。

### ■まとめ

今回、2021年10月20日に全面改正されたデザイン審査基準では、新設された部分が多く、審査手続の際に改正新設された部分についてさらに検討する必要があり、特に画像デザインについては出願前後により検討しなくてはならないものと思料される。

### ■ソース

- ・デザイン保護法

- ・デザイン保護法施行令
- ・デザイン保護法施行規則
- ・デザイン審査基準

韓国語 : <https://www.kipo.go.kr/ko/kpoContentView.do?menuCd=SCD0200157>

日本語（仮訳） : [https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/world/asia/kr/ip/law/design2021.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/kr/ip/law/design2021.pdf)

（編集協力：日本国際知的財産保護協会）